

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	北九州市 児童手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、児童手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

北九州市長

## 公表日

令和7年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童手当は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に支給する制度である。 市町村は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理 ②児童手当の額の改定の請求の受理 ③未払いの児童手当の請求の受理 ④児童手当の額の改定の届出、現況の届出、氏名変更等の届出、住所変更等の届出及び受給事由消滅の届出の受理 ⑤児童手当の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥児童手当の父母指定者の届出の受理 ⑦上記①から④及び⑥の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧中間サーバーへの児童手当関係情報の提供
③システムの名称	・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム ・中間サーバー ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・北九州市電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 法別表の81の項 主務省令(第44条第1～7項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項、第108条、第109条 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項、第44条第1項第1号ツ、第127条第1項第1号ツ、第143条第1項第1号ヌ、第163条第1項第1号ツ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号北九州市立文書館

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市子ども家庭局子育て支援部子育て支援課 093-582-2410
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </small>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </small>
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <small>           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </small>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[    ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[    ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[    ]接続しない(入手)    [    ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[            十分である            ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="radio"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	I-1-③システムの名称	(仮称)児童手当システム(開発は平成27年度)・中間サーバー・宛名管理システム・団体内統合宛名システム	・児童手当及び児童扶養手当支給等管理システム ・中間サーバー ・宛名管理システム ・団体内統合宛名システム ・北九州市電子申請サービス	事後	
平成29年5月16日	I-5-②所属長	西尾 典弘	岩佐 健史	事後	
平成30年3月14日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第7号、別表第二の26の項 主務省令(第19条第1項第1号力) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の74の項 主務省令(第40条第1項及び第2項) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の87の項 主務省令(第44条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の74の項、別表第二の75の項 ・主務省令(第40条第1項及び2項) (情報提供) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力)	事後	
平成30年3月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成26年12月18時点	平成30年3月14日時点	事後	
平成30年3月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成26年12月18時点	平成30年3月14日時点	事後	
令和1年5月31日	I-4-②法令上の根拠	第40条第1項及び第2項	第40条、第40条の2	事後	
令和1年5月31日	I-5-①部署	子ども家庭局子ども家庭部子育て支援課	子ども家庭局子育て支援部子育て支援課	事後	
令和1年5月31日	I-5-②所属長の役職	岩佐 健治	子育て支援課長	事後	
令和1年5月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年3月14日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月31日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年3月14日時点	平成31年3月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	—	追加	事後	
令和2年12月16日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の74の項、別表第二の75の項 ・主務省令(第40条第1項及び2項) (情報提供) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の74の項、別表第二の75の項 ・主務省令(第40条、第40条の2) (情報提供) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	事後	
令和2年12月16日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和2年12月16日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和4年2月2日	I-1-②事務の概要	児童手当及び特例給付は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に支給する制度である。 市町村は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①児童手当及び特例給付の受給資格及びその額の認定の請求の受理 ②児童手当及び特例給付の額の改定の請求の受理 ③未払いの児童手当及び特例給付の請求の受理 ④児童手当及び特例給付の額の改定の届出、現況の届出、氏名変更等の届出、住所変更等の届出及び受給事由消滅の届出の受理 ⑤児童手当及び特例給付の資料の提供等の求めに関する事務 ⑥児童手当及び特例給付の父母指定者の届出の受理 ⑦上記①から④及び⑥の届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑧中間サーバーへの児童手当関係情報の提供	1 児童手当及び特例給付は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に支給する制度である。 市町村は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧ (略) 2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。 事務に関しては、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づき「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	事後	
令和4年2月2日	I-3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～6項)	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～6項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の100の項 主務省令(第73条)	事後	
令和4年2月2日	I-4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の74の項、別表第二の75の項 ・主務省令(第40条、第40条の2) (情報提供) ・番号法第19条第1項第7号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	事後	
令和4年2月2日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年12月31日時点	事後	
令和4年2月2日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年3月31日時点	令和3年12月31日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月28日	I-1-1-②事務の概要	1 児童手当及び特例給付は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に支給する制度である。 市町村は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧(略) 2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)及び令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付(先行給付金))の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	1 児童手当及び特例給付は、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、時代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している方に支給する制度である。 市町村は、児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①～⑧(略) 2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 この給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	事後	
令和4年10月28日	I-1-3 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～6項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の100の項 主務省令(第73条)	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～6項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の101の項 主務省令(第74条)	事後	
令和4年10月28日	I-1-4-②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	事後	
令和4年10月28日	II-1-1 いつ時点の計数か	令和3年12月31日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年10月28日	II-1-2 いつ時点の計数か	令和3年12月31日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和5年10月23日	I-1-3 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～6項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の101の項 主務省令(第74条)	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～7項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の101の項 主務省令(第74条)	事後	
令和5年10月23日	I-1-4-② 法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の30の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	事後	
令和5年10月23日	II-1-1 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年10月23日	II-1-2 いつ時点の計数か	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和7年3月31日	表紙 評価書名・個人のプライバシー等の権利利益の保護	児童手当又は特例給付	児童手当	事後	
令和7年3月31日	I-1-1-①事務の名称	児童手当又は特例給付の支給に関する事務	児童手当の支給に関する事務	事後	
令和7年3月31日	I-1-1-②事務の概要	1 児童手当及び特例給付(7箇所) 2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給に関し、申請に基づく審査、支給決定などに関する事務を行う。事務に関しては、児童手当及び児童扶養手当支給等管理システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 この給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	1 児童手当 2 削除	事後	
令和7年3月31日	I-1-3 個人番号の利用	1 番号法第9条第1項 別表第一の56の項 主務省令(第44条第1～7項) 2 番号法第9条第1項 別表第一の101の項 主務省令(第74条)	1 番号法第9条第1項 別表第一の81の項 主務省令(第44条第1～7項) 2 削除	事後	
令和7年3月31日	I-1-4-② 法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二の74の項、別表第二の75の項、別表第二の121の項 ・主務省令(第40条、第40条の2、第59条の4) (情報提供) ・番号法第19条第8号、別表第二の26の項、別表第二の87の項、別表第二の106の項 ・主務省令(第19条第1項第1号力、第44条第1項第1号力、第53条第1項第1号力)	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項、第108条、第109条 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、125、141、161の項、第44条第1項第1号力、第127条第1項第1号力、第143条第1項第1号力、第163条第1項第1号力	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年10月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	—	十分である 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	「全項目評価又は重点項目評価を実施する」に「○」を記載	事後	